品川区中小企業事業資金融資あっ旋制度の保証料返還に係る誓約書

品　川　区　長　　あて

当法人（個人である場合は私）は、「品川区中小企業事業資金融資あっ旋制度」によりあっ旋を受け、借受けた事業資金を繰上完済等した場合に、東京信用保証協会から返還された信用保証料に関し、区補助金相当額の返還が必要となることの説明を受け、下記条項を遵守することを誓約します。万一この条項に違反したときは、本制度あっ旋の取消等いかなる措置を受けても異議ありません。

記

（繰上返済に伴う信用保証料補助金の返還）

第一　借受中、繰上完済等により保証協会から保証料の返戻を受けた場合は、返戻額のうち、信用保証料補助金相当額を区長に返還します。

（信用保証協会への照会に対する同意）

第二　繰上完済等により保証協会から保証料の返戻を受けた場合、区が保証協会に返戻額や保証料等についての照会を行うことに同意します。

第三　返還すべき信用保証料補助金相当額については以下により算出することに同意します。

返還すべき信用保証料補助金相当額 ＝ (a)×(b)×(c)

(a)信用保証協会からの返還金額

(b)東京信用保証協会が受入れた信用保証料額のうち区の補助対象部分の割合

(c)ご利用制度の保証料補助率

以上

年　　月　　日

住所（本社または現住所）　　：東京都品川区

事業所名または法人名　　：

肩書および来庁者名（本人自署）

事務処理欄	紹介番号：